

財務省告示第二百七十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条の二第一項の規定に基づき、平成十九年八月十五日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年八月十四日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行日	募集の価格	利率	初期利子
利付国庫債券（二十年）（第二百五十九回）	平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十九年法律第二十五号）第二条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けけるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行額面金額で千億円	千億五千五百万円	五千万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十九年八月十五日	額面金額百円につき百円五銭	年一〇パーセント	平成二十年二月十五日を支払期	

十 八	十 七	十 六	十 五	十 四		十 三
払 込 期 日	募 集 期 間	払 場 所	元 利 金 支	償 還 金 額	償 還 期 限	後 の 利 子

平 成 十 九 年 八 月 十 五 日	九 年 八 月 九 日 ま で	平 成 十 九 年 八 月 三 日 か ら 平 成 十	日 本 銀 行	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円	平 成 二 十 一 年 八 月 十 五 日	利 子 を 支 払 う 。	て、その日以前六月間に属する	を、支払期とし、各支払期におい	毎 年 二 月 十 五 日 及 び 八 月 十 五 日
--	--------------------------------------	--	------------------	---	---	---------------------------------	----------------	-----------------	--

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{1.0}{100} \times 1$$

とする。次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う。以下、
次号及び第十四号において規定
する期日について同じ。